大阪府都市整備部住宅建築局建設工事における図面簡略型の発注に関する取扱基準

（趣旨）

１　本取扱基準は、都市整備部住宅建築局が発注する建設工事を対象として、図面簡略型の発注の取扱について必要な事項を定めることにより、効率的・合理的な設計・施工の実施を図ることを目的とする。

（定義）

２　図面簡略型の発注とは、従来の設計図面に代えて、対象となる機器等の規格、数量など当該工事で求める仕様や性能を記載した「要求仕様書」により工事発注を行うものをいう。

（対象工事）

３　対象となる工事（以下「対象工事」いう。）は、条件付一般競争入札に付する工事で設備機器等の更新を伴うもののうち、メーカーや請負者等が設計技術や独自の機器材等を有しそれぞれの施工方法等が異なるため、これを踏まえた設計及び施工を同一の者に行わせることが合理的と認められるものとする。

（対象工事の選定等）

４　発注担当課長は、対象工事の選定について、住宅建築局入札参加資格等審査部会（以下「建築部会」という。）に諮るものとする。

（その他）

５　本取扱基準に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、建築部会に諮ったうえで決定する。

附 則

この取扱基準は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この取扱基準は、令和４年４月１日から施行する。